

仕様書

1. 業務の名称 堺市立総合医療センターで使用する電気の調達
2. 業務の概要 本仕様書は、地方独立行政法人堺市立病院機構が運営する堺市立総合医療センターで使用する電気調達に係る仕様書である。
3. 需要施設 堺市立総合医療センター 大阪府堺市西区家原寺町1丁1番1号
4. 契約期間 令和6年11月 1日 00時00分 から
令和8年10月31日 24時00分 まで

5. 仕様

① 受電方式、供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、コンデンサおよび非常用自家発電設備の有無等

(ア)	受電方式	2回線受電
(イ)	供給電気方式	交流3相3線式
(ウ)	供給電圧（標準電圧）	20,000 ボルト
(エ)	計量電圧（標準電圧）	20,000 ボルト
(オ)	標準周波数	60 ヘルツ
(カ)	コンデンサ（6台）	1,278 キロバール（自動制御）
(キ)	非常用自家発電設備（1台）	1,500 キロボルトアンペア
(ク)	常用発電機（コージェネ1台）	400 キロボルトアンペア
(ケ)	アンシラリーサービス料金対象容量	0 キロワット

② 契約電力および予定使用電力量

(ア)	契約電力（本線）	2,050 キロワット
(イ)	予備電力（予備線）	2,050 キロワット
(ウ)	自家発補給電力	400 キロワット

契約電力とは、契約上使用できる最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。

予備電力とは、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から予備電線路により常時供給電圧と同位の電圧で供給するものとする。

自家発補給電力とは、発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受けるものとする。

(エ)	予定使用電力量（1年間）	10,570,000 キロワット時
-----	--------------	-------------------

年間使用予定は以下のとおり。

月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
使用量(kWh)	819,000	907,000	948,000	856,000	881,000	795,000
月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
使用量(kWh)	805,000	827,000	975,000	1,016,000	913,000	828,000

ただし契約期間中に使用する電力量はこの値を上回り、または下回ることができるものとする。

(オ) 力率 自動力率調整装置により、98パーセントを保持する。

ただし自動力率調整装置に不具合等が発生した場合はこの限りではない。

6. 需給地点

需要施設内引き込み口に設置した20キロボルト側断路器電線側接続点とする。

7. 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じとする。

8. 保安責任分界点

需給地点と同じとする。

9. 供給の方法

発注者が使用する電気の需要に応じて、全量供給するものとする。

10. 検針日および計量

検針日は、毎月1日とし、基準日に行うことができない場合は翌日以降に行うものとする。

計量は、計量器により記録された値によるものとする。ただし計量は、毎月1日午前0時00分における計量器の読みによるものとする。

11. 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

12. 料金体系

① 電気料金は、基本料金と電力量料金（夏期と夏期以外）に基づく2部料金制とする。また特約割引等は受注者ごとに設定できるものとする。

② 契約期間中に地域の一般送配電事業者が料金の値上げや値下げを行った場合、受注者は発注者との協議に応じることとする。

13. 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金

受注者は「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく賦課金を電

気料金の一部として、電気の使用量に応じて当該賦課金を徴収することができるものとする。

14. 燃料調整費

受注者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。なお燃料費の調整を行う場合は、受注者が定める約款の規定によるものとする。

15. 特記仕様

受注者は、毎月1日（休日の場合は翌営業日）に前月の以下に記すデータをまとめた受電日誌の作成を行い、おおむね1週間以内に発注者へ提出すること。またデータに関しては発注者がインターネットからの確認も可能であること。

- (a) 各月毎の最大電力と使用電力量
- (b) 有効電力量と無効電力量と力率
- (c) 日毎の30分電力量（24時間分）とその合計
- (d) 日毎の1時間電力量とその合計
- (e) 各月毎の請求書
- (f) 昼間および夜間の最大電力と使用電力量

16. その他

- ① 受注者は当該業務の遂行について関連する各種法令・条件・規制を遵守し、事故を未然に防ぐよう心掛けること。
- ② 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- ③ 本仕様書に定めなき事項は、受注者が定める約款や供給条件等によるものとするが、それらに規定されていない場合は、協議により決定するものとする。